

福祉 申請はお早めに 福祉医療費制度

「子ども」「重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）」「母子および父子家庭等」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関にかかる場合、健康保険証と「福祉医療費受給資格者証」を提示すると、自己負担が無料になります。対象者および申請に必要なものは、表（福祉医療費制度の概要）のとおりです。

母子および父子家庭の皆さまへ

福祉医療費制度の「母子および父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付しますので、7月30日（金）までに申請してください。有効期間は、平成22年8月1日から平成23年7月31日（平成4年4月2日から平成5年4月1日生まれの子どもは、平成23年3月31日）までです。

なお、現在該当している人は、7月中に通知を発送します。
▼資格要件

- ・18歳未満の子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している母子・父子家庭
- ・18歳未満で父母のいない子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）
- ＊いずれも前年度所得税が非課税の人。なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当なりません。

▼申請に必要なもの

- ①健康保険証②印鑑③1月1日以降に転入した人は、平成22年の所得の証明書（平成21年中の所得と控除がわかるもの）④戸籍謄本（町に本籍のある人は不要）

▼問合せ先

役場健康福祉課保険室 ☎54・3111（内線156）



福祉医療費制度の概要

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども	0歳～中学校3年生まで	・健康保険証 ・印鑑
重度心身障害者 (高齢重度障害者含む)	障害年金1級	・障害年金証書 ・健康保険証 ・印鑑
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ	・身体障害者手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	療育手帳A判定	・療育手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	特別児童扶養手当1級	・特別児童扶養手当証書 ・健康保険証 ・印鑑
	障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用人 ※精神通院のみ	・自立支援医療受給者証(精神通院) ・健康保険証 ・印鑑
母子・父子家庭等	・18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭 ・両親のいない児童(18歳未満) ※所得税非課税者	・健康保険証 ・印鑑 ・戸籍謄本 ・所得課税証明

贈呈 旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の皆さまへ 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦で、外地など（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の人（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈

呈しています。

ご本人またはご家族からのご連絡をお待ちしています。

▼問合せ先

総務省大臣官房総務課管理室
業務担当 ☎03・5353・5182（直通）



予 防 日本脳炎 予防接種再開

日本脳炎予防接種は、平成17年度から接種の勧めを見合わせていましたが、新しいワクチンが開発され、平成21年6月から供給が開始されています。

平成22年4月1日から、新しいワクチンについては、安全性などから、第1期の対象者（3歳から7歳6カ月未満）に積極的な接種の勧めを行う段階になったものと判断されました。

ただし、ワクチン供給量を考慮し、平成22年度は、3歳のお子さんの初回接種（2回接種）が積極的な接種の勧めの対象となります。（※4歳から7歳6カ月未満のお子さんでも、希望すれば、定期予防接種として無料で接種できます。）

また、第2期（9歳以上13歳未満の人）の定期予防接種については、新しいワクチンを接種した場合の有効性、安全性について検討することになっており、現段階で定期予防接種として接種することはできません。

※日本脳炎とは、日本脳炎ウイルスの感染でおこる脳や脊髄などの病気です。ヒトからヒトへの感染ではなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田などに発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことよって感染します。東南アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。

日本脳炎ワクチン接種に係るQ&Aは、次の厚生労働省HP上に掲載中です。

<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>

▼接種回数

第1期初回（2回）

※接種間隔は6日から28日まで

第1期追加（1回）

※第1期初回（2回）終了後お

おむね1年おく

▼問合せ先 保健センター

☎ 54・7744

運 動 ふれあいと対話が築く明るい社会 7月は“社会を明るくする運動”強調月間

法務省主催の“社会を明るくする運動”の強調月間が7月1日から一カ月間全国一斉に展開されます。今年で60回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行をした少年もいずれば地域に戻り、地域の一員として生活していくことになり、その更生を有効なものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

特に、急速な社会の変化の中で、住民同士のふれあいや親子の対話が減るなど、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力といった「地域力」の低下などが指摘される現状において、家庭、学校、職場、地域社会が一体となってこうした問題に取り組み、希薄となった地域の連帯や家族の絆を取り戻

し、夢や希望を持って互いに支え合い、安全で安心して暮らせる明るい地域をつくることに努める必要があります。

行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないように地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

重点事項

- ① 「立ち直りを支える取り組み」についての理解促進
 - ② 「犯罪や非行をした者の就労支援」
- キャッチコピー
「君の声を聴かせて。」
皆さんで力を合わせ、罪を犯した人や少年の立ち直りを助けましょう。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室

☎ 54・3111（内線151）